
第 1 部 総 論

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の背景と趣旨

介護保険制度は、介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支える新たな仕組みとして平成12年に施行され、高齢者の生活を支える仕組みとして、定着してきています。

介護保険制度が施行された平成12年当時、全国の高齢者人口（国勢調査）は約2,200万人、75歳以上の後期高齢者は約900万人でした。しかしながら、団塊の世代が高齢期を迎えた平成27年の国勢調査では全国の高齢者人口は約3,347万人、75歳以上の後期高齢者は約1,613万人と、年々高齢化が進んでいます。

国立社会保障・人口問題研究所が平成29年に発表した「日本の将来推計人口（出生中位・死亡中位推計結果）」によると、団塊の世代が後期高齢期を迎える平成37年には高齢者人口は3,603万人になると推計されています。一方、少子化の進展を背景に、介護を支える生産年齢人口は年々減少しており、今後、ますます増加する介護需要に的確に対応していくため、国においては、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築が重要であるとしています。

そして、平成29年5月26日に成立した「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）」では、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を営むことを可能としていくためには、地域包括ケアシステムを地域の実情に応じてさらに深化・推進していくことが重要であるとしています。

本市では、平成27年3月に「尼崎市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「第6期計画」という。）を策定し、「高齢者が尊厳を持ちながら、安心して多様な暮らし方を選択できる地域社会の構築」を基本理念に、各種施策・事業の推進に取り組んできました。また、平成29年3月に「第3期あまがさきし地域福祉計画」を策定し、地域福祉の担い手づくり・参画と協働の地域づくり・くらしを支える基盤づくりに向けて取組を進めています。

本市の平成29年3月末の高齢化率（住民基本台帳）は27.1%と、年々高齢化が進んでいる状況にあります。また、本市では、近隣の他の自治体よりも高齢者単身世帯、高齢者夫婦世帯や介護を必要とする高齢者が増加しており、これまで以上に地域社会全体で高齢者を支える仕組みを構築していかなければなりません。

こうした状況から、本市の実情を踏まえつつ、地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた新たな方策を示す「尼崎市第7期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

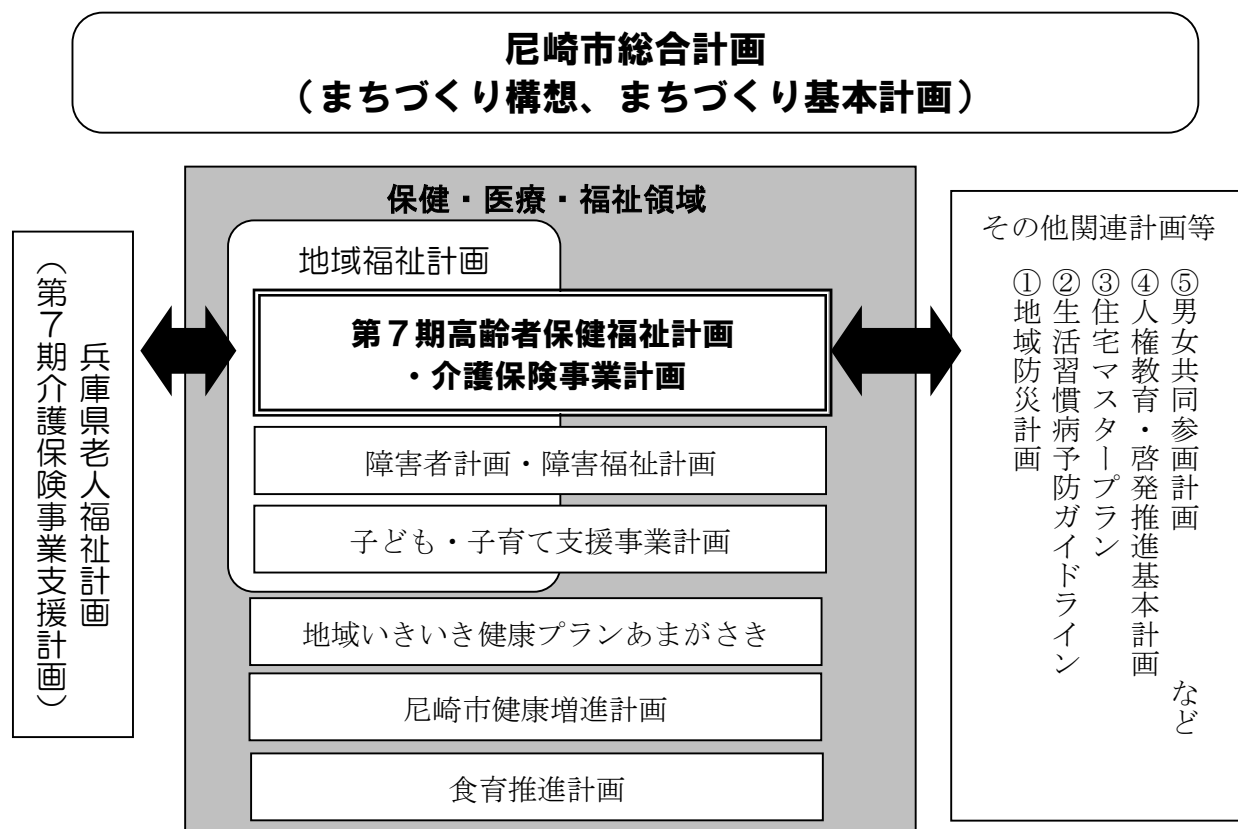
2 計画の位置づけ及び目的

第6期計画では、団塊の世代が75歳以上となる平成37年度（2025年度）までの間に、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを構築することが新たな目標として掲げられています。

本計画は、平成37年度（2025年度）に向けて地域包括ケアシステムを段階的に構築するとともに、その機能をより高め、高齢者支援の充実を図るための第2期目の3年計画として、第7期計画では、これまで個別に策定してきた高齢者保健福祉計画と介護保険事業計画を一体的な計画として再構成しています。

また、本計画は、本市のまちづくりの指針である尼崎市総合計画の部門別計画として位置づけられるとともに、「尼崎市民の福祉に関する条例」及び「尼崎自治のまちづくり条例」に依拠する「あまがさきし地域福祉計画」のもとで福祉分野別計画に共通する理念等を共有するほか、「尼崎市障害者計画・障害福祉計画」、「尼崎市子ども・子育て支援事業計画」、「地域いきいき健康プランあまがさき」などの保健・医療・福祉の関連計画や、「尼崎市地域防災計画」、「尼崎市男女共同参画計画」、「尼崎市住宅マスタープラン」等の諸計画と整合性を図りながら策定しました。

また、ヘルスアップ尼崎戦略（糖尿病等の生活習慣病の重度化予防等により、市民の健康寿命を延伸することなどを目的としています。）において定めた生活習慣病予防ガイドラインも、本計画に関連しています。



3 法令等の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する老人福祉計画及び介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する介護保険事業計画で構成しています。

また、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律に基づく市町村整備計画及び健康増進法に基づく健康増進事業の内容も含んでいます。

4 計画の期間

本計画の期間は、平成 30 年度から 32 年度までとしています。なお、本計画は、団塊の世代が 75 歳以上の後期高齢者となる平成 37 年（2025 年）を視野に入れ策定しています。

平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	平成 36年度	平成 37年度	平成 38年度
第 5 期計画														
			第 6 期計画			本計画 (第 7 期)								
									第 8 期計画					
												第 9 期計画		
第 7 期計画は、平成 37 年を見据えた計画														

5 計画の策定のプロセス

(1) 尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会による検討

計画の改定にあたっては、公募によって選任された被保険者代表としての市民委員をはじめ、学識経験者、市議会議員、保健・医療関係者、介護・福祉関係者、経営・労働関係者によって構成される尼崎市社会保障審議会高齢者保健福祉専門分科会を通じて、幅広い関係者の参画を得ており、また、分科会での審議に際しては、市民が傍聴できるよう、会議の公開を原則としました。

（２）市民アンケート調査の実施

本計画の策定にあたり、本市に住む高齢者が抱える不安や悩み、ニーズを把握するため、高齢者をはじめ家族介護者に対して、平成 29 年 5 月にアンケート調査を実施しました。

（３）事業所アンケート調査の実施

要支援・要介護認定を受けている高齢者のサービスの利用実態や、今後必要と考えられるサービス等を把握するため、有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅や介護老人保健施設を運営する事業者を対象として平成 29 年 7 月にアンケート調査を実施しました。

（４）関係者ヒアリングの実施

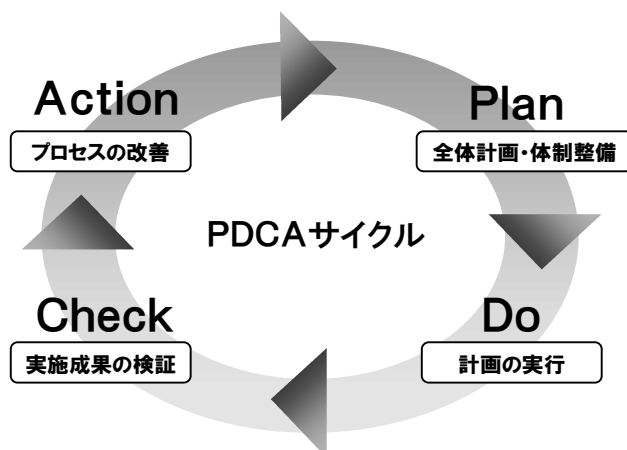
保健福祉及び介護保険制度に深く関わっている関係機関や団体と意見交換を行うとともに、現状と課題を把握するために、平成 29 年 7 月及び 8 月にヒアリング調査を実施しました。

（５）市民意見公募手続（パブリックコメント）の実施

計画の策定にあたり、広く市民から意見をお聞きするため、平成 29 年 12 月から平成 30 年 1 月を期間として、市民意見公募手続（パブリックコメント）を実施しました。

6 計画の進行管理及び推進

計画を着実に推進するためには、毎年度、施策や各事務事業について、適切に評価、進行管理を行う必要があります。そのため、計画の進行管理については、社会福祉法に基づき設置している尼崎市社会保障審議会の高齢者保健福祉専門分科会の意見を聴き、計画における取組を適宜点検するとともに、取組の改善を図るなど、高齢者施策の適切な実施につながるよう進めていきます。



また、地域包括ケアシステムの構築に向けた取組を進めていくにあたっては、市民、医療機関、介護事業者、公的機関をはじめとした様々な関係者による連携が必要であることから、「第3期あまがさきし地域福祉計画」に掲げる重層的なネットワークの構築に向けて取り組む中で、それらの取組の進捗状況を全体的に管理・評価し、推進していく体制を整えていきます。

さらに、地域包括ケアシステムの構築においては、地域、保健、医療、福祉にわたる関係部局、関係機関等の連携体制を強化することが必要であることから、庁内連携を推進するための横断的な会議体を通じて、各分野における取組の進捗状況等を確認するとともに、推進上の課題を抽出し、その対応策等の検討を進めます。